

# 「日本弁理士会会設 青森事務所」開設記念セミナー

－「光産業のポテンシャルと育成」と「商標と県内産業の活性化」－

## 開催趣旨

日本弁理士会は青森県と、平成21年4月に「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」を締結いたしました。この協定の趣旨を実現するため、青森市に当会の会設事務所を設置することとなり、これを記念いたしまして、セミナーを開催いたします。

テーマは、青森県が実施し支援している「あおり光技術結集事業」と「商標の活用」について、実務的・専門的に解説し、理解を深めていただきたいと思います。

主 催：日本弁理士会

後 援：青森県

日 時：平成22年1月8日（金） 15：30～17：30

会 場：アラスカ会館地下1階「サファイアの間」1（青森市新町1-11-22 電話723-2001）

定 員：60名（参加費無料）

対 象：企業、知財関係、大学等、一般

## ◆第1部◆ 15：40～16：30

### 「光産業のポテンシャルと育成」

講 師：鈴木 壯兵衛 弁理士

韓国知識経済省から招待され、2009年11月に、「2009『オープンイノベーション』国際技術移転事業化カンファレンス」にて発表した仙台市のベンチャーが発明したLED照明装置の驚異の特性を実演にて示す予定。また、光通信の基本3要素のすべてが日本で、しかも東北地方で発明されたことを説明し、青森県には光産業の無限のポテンシャルが存在することを述べる。

青森県の産業構造上の特徴の考慮を含めて、この光産業のポテンシャルを知財に活用するにはどうすべきかについて言及する。（鈴木 壯兵衛）



## ◆第2部◆ 16：35～17：25

### 「商標と県内産業の活性化」

講 師：三浦 誠一 弁理士

青森県は全国的に知られる農林水産物の産地であり、食品分野の強化による県内産業の活性化が期待できる。

そのためには、食品分野の研究開発の成果を保護する観点から、①商標活用法のメリット、②登録商標と企業経営強化について説明する。（三浦 誠一）



## お申込み方法

裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、青森県知的財産支援センターまでFAX等で申し込みしてください。（締切り：平成22年1月6日（水））

新産業創造課知的財産支援グループ 長内行き

( F A X : 0 1 7 - 7 3 4 - 8 1 1 6 )  
e-mail : sozoka@pref.aomori.lg.jp

「日本弁理士会会設 青森事務所」開設記念セミナー参加申込書

所属機関名等		
申込者氏名	役職名	氏名
連絡先	TEL : FAX :	

※締 切 り : 平成22年1月6日 (水)

※お問い合わせ : 青森県商工労働部新産業創造課知的財産支援グループ

TEL : 017-734-9417

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報は、本セミナーの参加者名簿として管理し、その他の目的には使用いたしません。